

資 料

平成 2 8 年 1 月 2 8 日

内閣官房行政改革推進本部事務局

PFI 手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進

取りまとめ

「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」(内閣府所管事業)

「官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進」(国土交通省所管事業)

- ・ 地方公共団体の意識改革や地元住民の理解促進など案件形成の入り口となる課題を解決するため、地方公共団体、地元住民、地元企業等の参画による地域プラットフォームの形成を促進すべきである。地域プラットフォームの形成促進に当たっては、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図るべきである。
- ・ 民間事業者が PFI 事業に参入しやすい環境を整備する観点から、下水道事業等への公営企業会計の適用による経営財務の見える化を促進するとともに、総務省が有する地方公営企業決算状況調査の全てのデータを公表すべきである。
- ・ 税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長へとつなげていくためには、PFI 事業等の活用を一層推進することが重要であり、民間資金等活用事業推進会議が中心となって国がリーダーシップを発揮し、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用事業推進会議決定)において、集中強化期間(平成 26 年度から 28 年度)における公共施設等運営権方式の

事業件数目標とされている 19 件の具体化等、PFI 事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じていくべきである。

<p>担当府省名 内閣府、総務省、国土交通省</p>			
<p>テーマ等 PFI手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進</p>		<p>・地方公共団体の意識改革や地元住民の理解促進など案件形成の入り口となる課題を解決するため、①地方公共団体、地元住民、地元企業等の参画による地域プラットフォームの形成を促進すべきである。地域プラットフォームの形成促進に当たっては、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図るべきである。 ・民間事業者がPFI事業に参入しやすい環境を整備する観点から、②下水道事業等への公営企業会計の適用による経営財務の見え方を促進するとともに、総務省が有する地方公営企業決算状況調査の全てのデータを公表すべきである。 ・税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長へとつなげていくためには、PFI事業等の活用を一層推進することが重要であり、民間資金等活用事業推進会議が中心となって国がリーダーシップを発揮し、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)において、③集中強化期間(平成26年度から28年度)における公共施設等運営権方式の事業性数目標とされている19件の具体化等、PFI事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じていくべきである。</p>	
<p>指摘事項 ・地方公共団体の意識改革や地元住民の理解促進など案件形成の入り口となる課題を解決するため、①地方公共団体、地元住民、地元企業等の参画による地域プラットフォームの形成を促進すべきである。地域プラットフォームの形成促進に当たっては、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図るべきである。</p>	<p>個別項目</p> <p>(対応方針) ・指摘を踏まえ、引き続き、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図るとともに、具体の案件形成を目指した取組を推進する地域プラットフォームの形成促進を行うこととする。 ・これに当たり、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図ることとする。 (スケジュール) ・平成27年度内に、ブロックレベルの地域プラットフォームを全国8ブロックごとに立ち上げるとともに、モデル5都市において地方公共団体レベルの地域プラットフォームの体制整備を行う。 ・平成28年度以降も、地域プラットフォームの全国的な体制整備を計画的に展開する。</p>	<p>対応方針・スケジュール</p>	<p>平成28年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容</p> <p>・ブロックレベルの地域プラットフォームを、平成27年度から全国8ブロックごとに立ち上げることとしており、関東・中部・近畿の3ブロックについては平成27年12月に立ち上げた。残りのブロックについても、早期の立ち上げに向け、準備を進めている。 ・地方公共団体レベルの地域プラットフォームの体制整備を、平成27年度から行うこととしており、平成27年6月にモデル5都市を選定し支援を行っている。 ・平成28年度政府予算案において、地域プラットフォーム形成促進のため、内閣府は169,101千円(内数)を、国土交通省は598,356千円(内数)を計上している。</p>
<p>・民間事業者がPFI事業に参入しやすい環境を整備する観点から、②下水道事業等への公営企業会計の適用による経営財務の見え方を促進するとともに、総務省が有する地方公営企業決算状況調査の全てのデータを公表すべきである。</p>	<p>(対応方針) ・平成27年1月に発出した「公営企業会計の適用の推進について」(総務大臣通知)等を踏まえ、平成31年度までの集中取組期間において、重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進するとともに、その進捗状況について毎年度調査し、各都道府県・市町村別に公表する。 ・地方公営企業決算状況調査の全てのデータについて、平成26年度決算から加工可能な型式(スプレッドシート)により、総務省HFPにおいて公開することとする。 (スケジュール) ・平成27年10月時点の公営企業会計の適用の進捗状況について、年度内に公表。・地方公営企業決算状況調査の全てのデータについて、平成27年12月に公開。</p>	<p>平成26年度決算に係る地方公営企業決算状況調査の全てのデータについて、平成27年12月21日に総務省HFPにおいて公開済。</p>	

<p>・税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長へとつなげていくためには、PFI事業等の活用を一層推進することが重要であり、民間資金等活用事業推進会議が中心となって国がリーダーシップを発揮し、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)において、③集中強化期間(平成26年度から28年度)における<u>公共施設等運営権方式の事業件数目標とされている19件の具体化等、PFI事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じていくべきである。</u></p>	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、引き続き、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援、PPP/PFI専門家派遣等を通じ、集中強化期間(平成26年度から28年度)における公共施設等運営権方式の目標の具体化等、PFI事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じることとする。 (スケジュール) <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度内に、集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業件数目標(空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件)を具体化するため、案件形成に向けた取組を加速する。 ・平成28年度内に、国及び人口20万人以上の地方公共団体において、地域の実情を踏まえた多様なPPP/PFIの手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築する。 ・平成28年度から、地方公共団体に対して法律・会計・税務・金融等の専門家チームによる事業フェーズに応じた切れ目ない支援を行うため、PPP/PFI高度専門家派遣を行う。 ・地域プラットフォームについては、上述のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業件数目標については、空港4件、水道1件、下水道2件、道路1件が、実施契約の締結や実施方針の公表を行う等進捗している。 ・平成27年12月15日に、総理を会長とするPFI推進会議において、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を決定し、同日に各省庁、同月17日に地方公共団体に対し、多様なPPP/PFIの手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築するよう要請通知を発出した。 ・平成28年度政府予算案において、内閣府は、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援及びPPP/PFI専門家派遣のため、169,101千円を計上している。国土交通省は、国土交通省所管分野における先導的な案件形成支援並びに具体的案件の発掘・形成及び優良事例のノウハウの共有・横展開を行う地域プラットフォーム形成支援のため、598,356千円を計上している。 ・地域プラットフォームについては、上述のとおり。
---	---	---